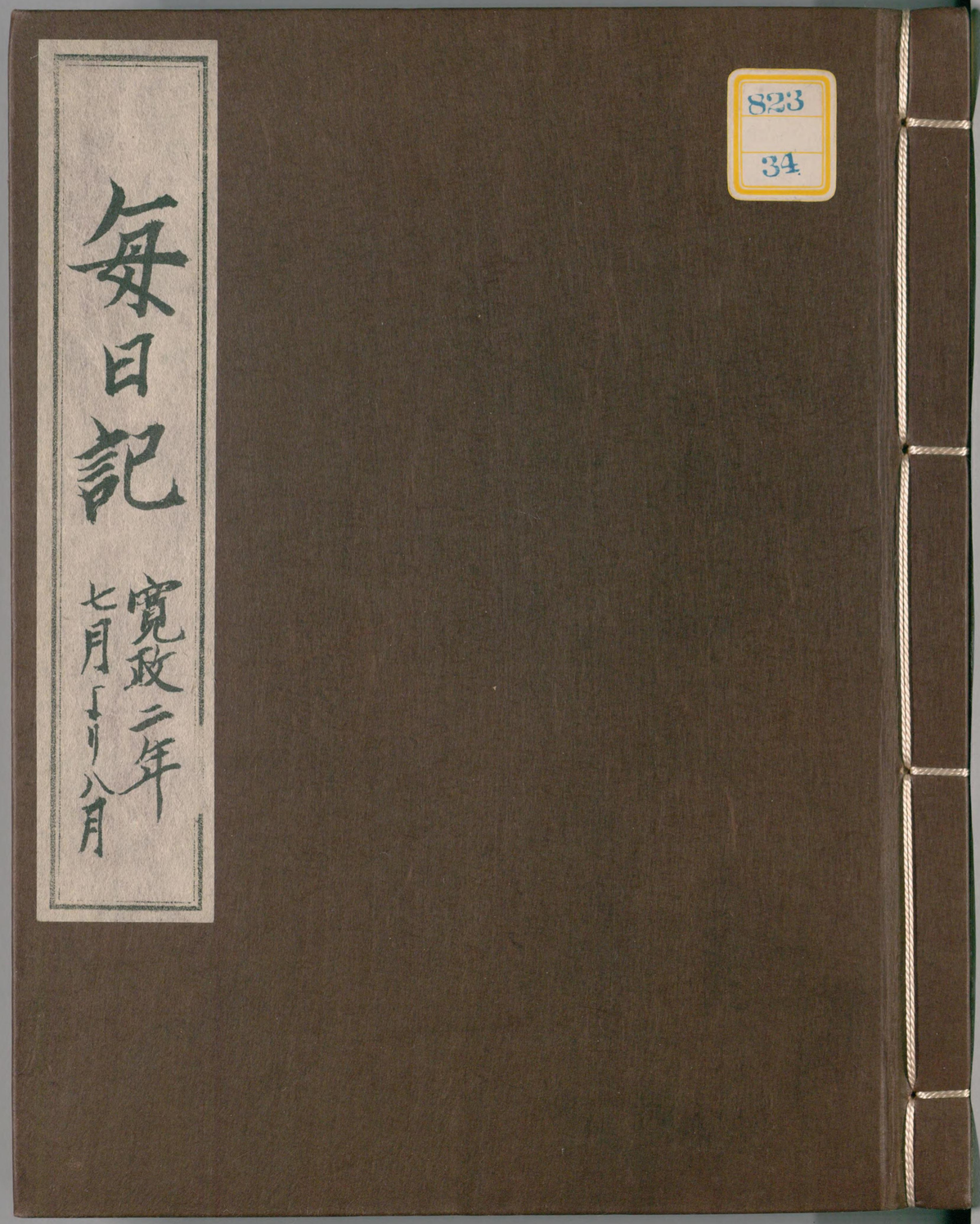

823
34

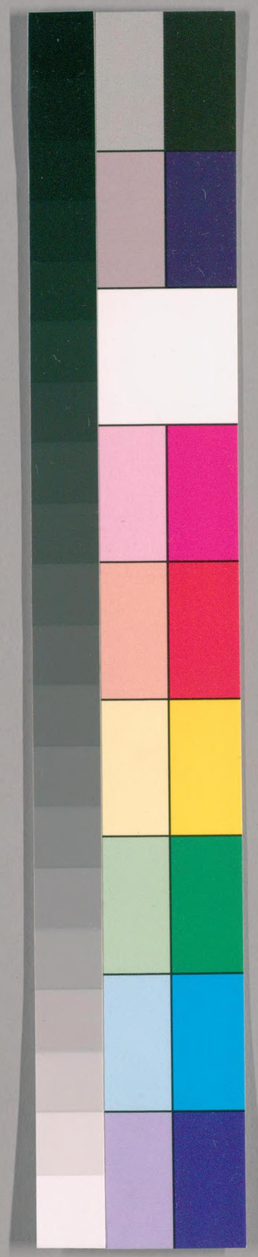

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

己巳政二庚戌年

五十六番

毎日記

八冊之内

武

七月

八月中

館宇

多田左脇

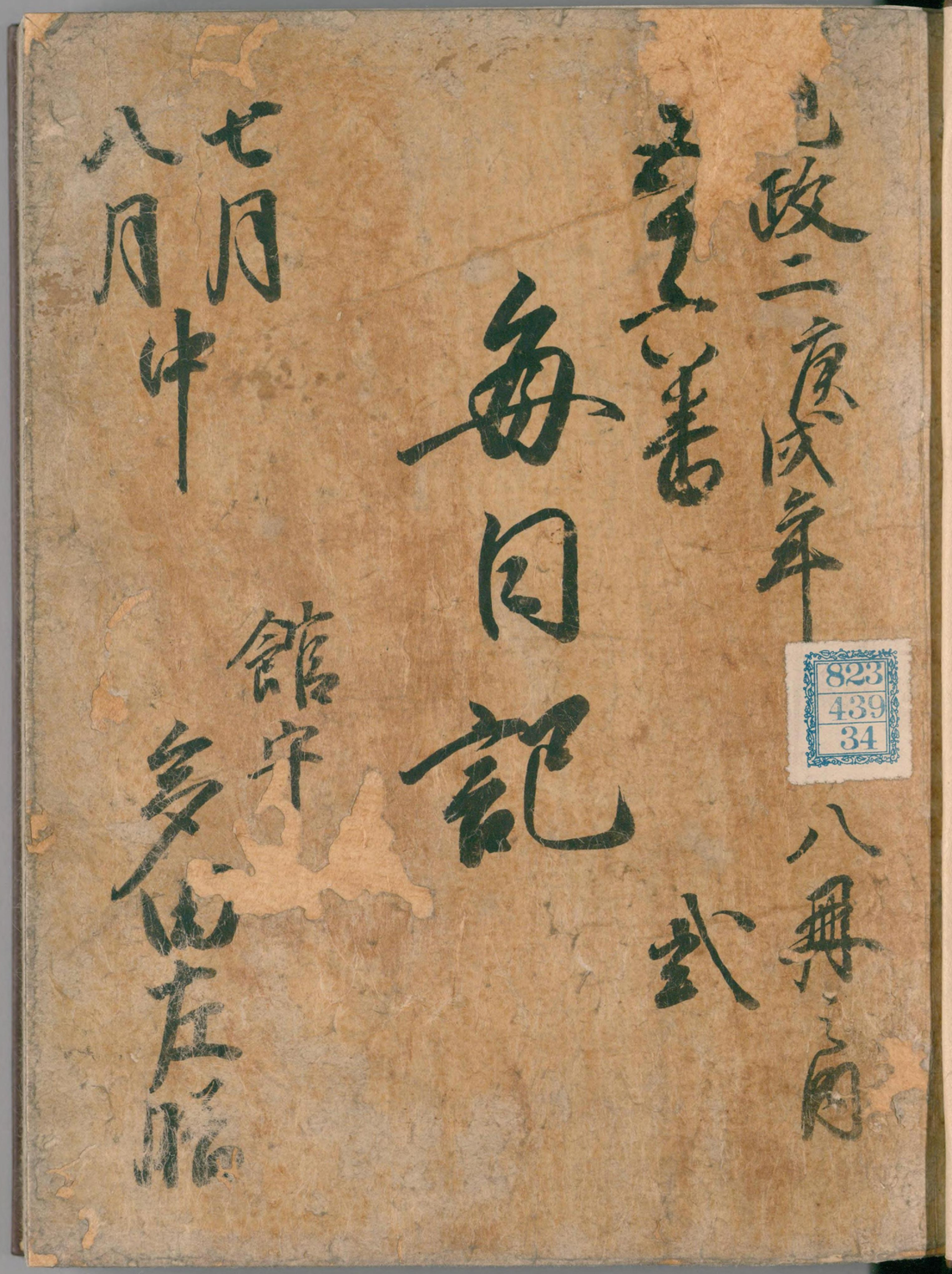

823
439
34

35.3.10

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

寛政弐庚戌年

毎日記

弐

七月
八月中

館守
多田左膳

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

外務省引継本

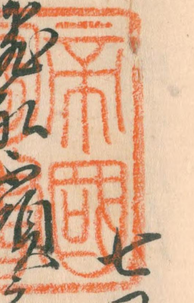

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

十法者
後法用之不可無也
病家之不可無也
能醫
中村 益庵
京都横目
扇 勘治
法使用之
志木 政太郎
右二代
鴻 井政太郎
能書手段
亀 川光義
法横目
筱 平之治
大番目
吉松 清太郎
町代皮
青柳 又七
大人番目
吉松 善太郎

但京都横目以下麻之不可者

〃 右之通本給之上則本始本源者
御代書抽者勢之順之相礼也之
〃 吉冥服能書不本御幕給之 給横目
武人 相織 待者一 給 御免之 本給
〃 門家切給書不建之 書手之 無本給 二ツ
取具 錄之
〃 御水概 切給書不來 法代 治方 之 御能
但法 殺 餓 罷 本源 行 續 此 之 本 書 給 之 之
殺 餓 罷 物 行 之 之 先 格 ト 本 文 之 之 以 來 ハ 法 殺 餓 罷
本源之之 法代 書 并 後之 相礼 之 ハ 本源 以上 和之之

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

右之元来乗沢与之来之弟高之老之作事
無之来後大病者故百重以上人々初廿者
齊病方難手在以日右藏馬成南村
百丈後双方分新玉別分之所之無之
新之通許有無之手紙者在之
大之決計之意以後老後口中書之

七月十一日

例之通古路墓所結之日左之通
以手紙之結書之来十二日分同十二日之

例之通古路墓所結腸手紙弟札之
往来之以後起有之新橋之成之後
主人之之分堅結中付以後可能解以上
此横目并紙横目先後之通知之鐵能
先方新橋之成之無之制以後行視人口
可結中御以上

詳来之来馬成

以手紙之結書之来十二日同十二日之
古路墓所結腸手紙弟札之往来

八月後中[illegible]

〃 萬松遠史[illegible]明年二月萬礼[illegible]

[illegible]

〃 勤書通同牛田[illegible]

[illegible]

〃 東平東方中元之[illegible]送東

七月十二日

〃 古館行視之後同和[illegible]山田[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

〃 萬松遠史萬礼[illegible]

[illegible]

〃 [illegible]

[illegible]

〃

〃

〃

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二巡三巡漂差使撫慰官[illegible]

[illegible]

[illegible]

二巡漂差使撫慰官泗川縣監

崔大奎改差事

三巡漂差使撫慰官延日縣監

金致信改差事

庚戌七月十五日

訓導趙主簿

別差林主簿

館司　尊公

別差入館之儀少無之事史無之事

二巡源宮史西宮人二個程以前兼行之

来月十四日廿二日ト中掛並以儀之事

三巡源宮史西宮人小鳴文書兼行日之来

廿七日廿八日ト中掛並以儀之事兼行

原宮宮並

勤書無何牛関宮宮之命 [illegible]

法源命 二巡三巡源宮史 別差 [illegible]

事

今日宮之神田尾船 [illegible] 別業云

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

〃

〃

〃

六月十七日

〃 [illegible]

仲村 [illegible]

人參 [illegible]

〃 [illegible]

〃 [illegible]

〃 [illegible]

〃 [illegible]

〃 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

[illegible]

[illegible]返

八日 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]上

[illegible]

七月廿日

〃 [illegible]

〃 [illegible]

〃 [illegible]

[illegible]

〃 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

七月廿四日

〃

〃

〃

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

七月廿七日

外向吉原史 異市ニ入来ル小田中史ニ於ケル花

伝門外ニ出テ遠ニ有ル也

二代目小田原ニ於ケル 異市ニ於ケル 小田原ニ於ケル 出中ニ門ニ於ケル出ル様ニ吉原ニ於ケル 上ニ於ケル

用ル様ニ漸ク下ニ於ケル田間ニ人ニ史ニ於ケル 二ニ於ケル

吉原史ニ於ケル 夜ニ於ケル 吉原ニ於ケル 中ニ於ケル 子ニ於ケル

右ニ有ル出ル所ニ於ケル 吉原史ニ於ケル 夜ニ於ケル 人ニ於ケル 有ル所ニ於ケル

八ニ於ケル 中ニ於ケル 達

明ニ於ケル 朝ニ於ケル 返様ニ於ケル 九ニ於ケル 様ニ於ケル 外向ニ於ケル

小道事ニ史ニ於ケル 右ニ於ケル 夜ニ於ケル 有ル所ニ於ケル 侍ニ於ケル

者ニ於ケル 妻ニ於ケル 吉原ニ於ケル 異市ニ於ケル 人ニ於ケル 中ニ於ケル 侍ニ於ケル 有ル所ニ於ケル 夜ニ於ケル 方ニ於ケル

先ニ於ケル 遠ニ於ケル 所ニ於ケル 有ル所ニ於ケル 前ニ於ケル 方ニ於ケル 所ニ於ケル 浮ニ於ケル 有ル所ニ於ケル 事ニ於ケル

偽ニ於ケル 道ニ於ケル 出ル様ニ於ケル 八ニ於ケル 子ニ於ケル 達

為ニ於ケル 入ル 雖ニ於ケル 小田原ニ於ケル 相ニ於ケル

三巡漂ニ於ケル 史ニ於ケル 明ニ於ケル 八日ニ於ケル 茶ニ於ケル 禮ニ於ケル 為ニ於ケル 来ニ於ケル 内

別ニ於ケル 同道ニ於ケル 仕ル所ニ於ケル 勤ニ於ケル 者ニ於ケル 通ニ於ケル 材ニ於ケル 感ニ於ケル 清

六人ニ於ケル 祠小田原ニ於ケル 御ニ於ケル 相ニ於ケル

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

右同所ニ於諸送使ニ義ニ事也

七月廿八日

二代官ヨリ白紙ニ紙中出ニ以付左之通

一手帳ニ及ニ官

以手紙ニ紙出ニ代官方ニ用白紙ニ

漸ニ之ニ田内ニ人ニ紙ニ受ル中出

其ニ紙ニ相ニ及ニ官ニ行ニ親人

一ツニ官ニ出ニ之上

[illegible]

右同所ニ於ニ意ニ相別ニ官ニ事也

右ニ於ニ南ニ紙ニ相ニ初ニ也ニ而ニ無ニ同中ニ

中渡

三巡漂ニ官ニ史ニ業ニ付ニ書ニ相ニ為ニ請ニ乳

西ニ付ニ進ニ墨ニ付ニ拙ニ右ニ事ニ以ニ書ニ役ニ

右渡

右兼帝ニ付ニ大廳ニ行ニ親ニ和ニ漸ニ西ニ花ニ蔵ニ年ニ乗

此ニ旅ニ市ニ大ニ東ニ門ニ出ニ廳ニ右ニ東ニ紙ニ以ニ往ニ返ニ

右也ル

〃

〃

〃

七月十九日

〃

〃

〃

八月廿日
〃
〃
〃

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

人之言也後且無為門賢愛新中付非給
老弱口偏之無法度付以給法代中居すべこと得
之意以御別方口以女房中生
監書之後書上書下此二月下府之所外向方
少無可更之人相也

八月四日

別若入雛之所相也
鞆送使口出無之要力法無門前若同居
法所無同材藏之法安武法源家相也

鞆送史都船之入來右之法之相也

八月六日

鞆送史出船無之付右廳仍祝金排安右廳
作法右廳仍法鉄施法右法無之所居之東相也
町代居書御又也鞆送使之所法使之相也
無同材藏之東小國相民弟相也
鞆送史二船主右之方御之鞆船之高門半船
出無之原病年來之所記以所之中安若排以數月
無同中之人右之題任事之排合法相源以給

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

別表入納之旨承知
二巡之巡濱宮度ニ対
同道之旨承知
〃
二巡濱宮対進来日之力ニ
来月初旬ニ中郡ニ
巡回之旨承知
〃
八月十七日
〃
承知
〃
八月十八日
〃
承知
〃
承知
〃
承知

〃 [illegible]

〃 [illegible]

八月十九日

〃 [illegible]

八月廿日

〃 [illegible]

〃 右[illegible]

〃 右[illegible]

〃 右[illegible]

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

八月廿一日

市右廳改建場為見分ニ今古浦会使 并
大丘円將相東来円將將監董宿意上
堂下当訳入館之所中無事使ニ依相也
右ニ付為立会所出所町代名来国吉四郎
出入無銅吉相宮大忠中国相代行相也
今古浦会史ニ為同業軍官ニ出通事
相附入来今案相来無之
今古浦会使ニ初入館之所ニ産高見物
入来勤毒通同枕感之来ニ付相持本来
ニ付く為意ニ置之
右相濟百姓ニ付伝ニ付為慶来ニ相送ル

八月廿二日

休用無之

八月廿三日

訓官入館之所出無之事ニ依相也
異市商状ニ付ニ入来所相也

八月廿四日

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

八月廿八日

二巡濟安使封進兼子坂之下之廳為新
行視人田中織部忠信使者兼門波之使
政人馬和漸正義古鉄炮使者古兼勝名
[illegible]
右同新之子大[illegible]同者和[illegible]
[illegible]
同代官河[illegible]
二巡濟安使西[illegible]人[illegible]

共之[illegible]
為狀入雛之[illegible]
三巡濟安使封進兼來月二日[illegible]
[illegible]
右同新[illegible]
右之子[illegible]
[illegible]
別[illegible]
勤[illegible]

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

823
34

国立国会図書館　　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

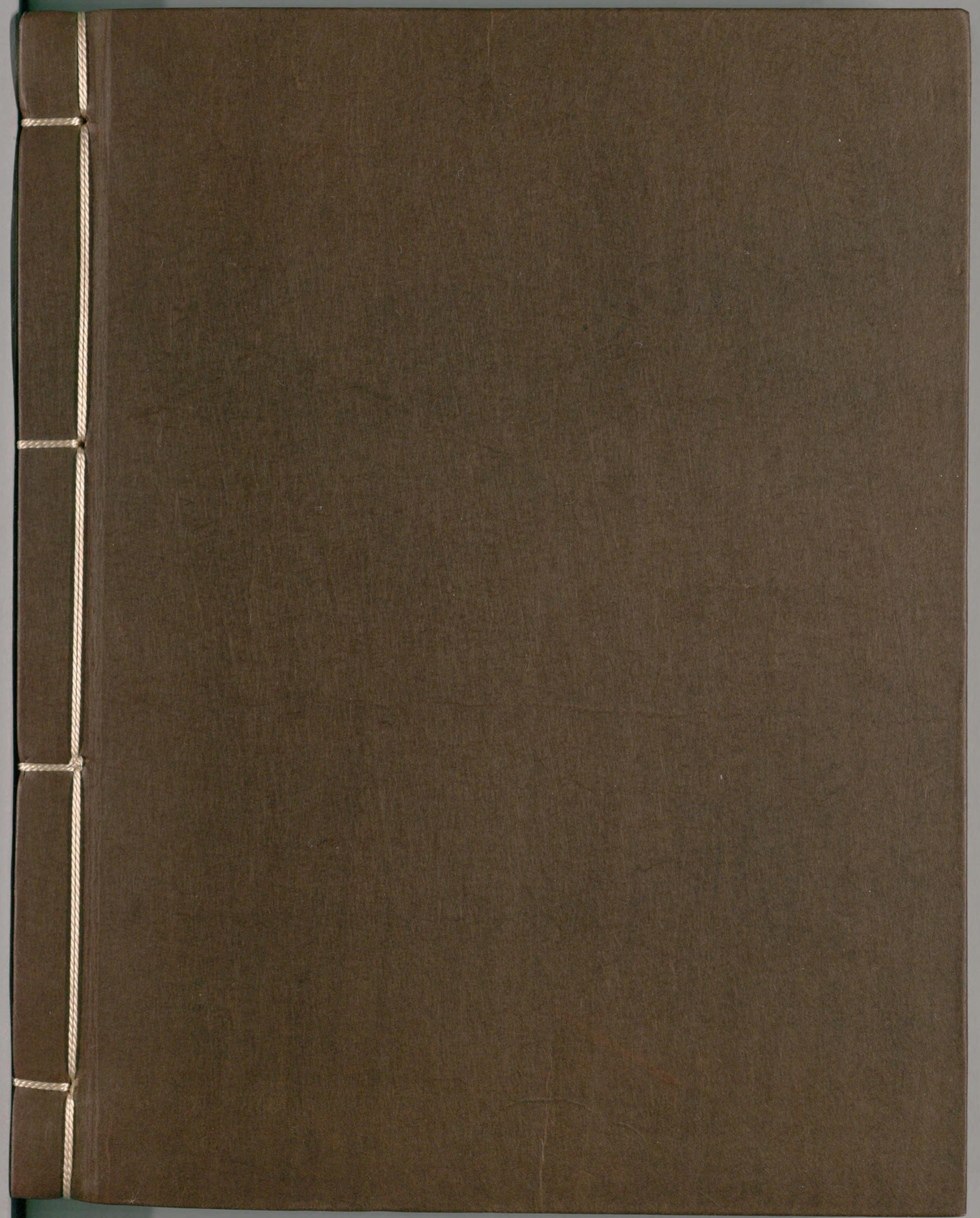

国立国会図書館　　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用